

社会福祉法人あぶた福祉会  
事務局長 上埜二郎  
(清水友愛の里施設長)

### 新事業体系へ

**清** 水友愛の里の周辺の雪もすっかりなくなり、春らしい陽射しに包まれた日が続いている今日であります。町民の皆様におかれましては、平穩の中でお過ごしのこととお慶び申し上げますとともに、当法人・施設に對し、ご理解・ご支援いただいておりますことにあためにお礼申し上げます。

さて、あぶた福祉会が洞爺湖町内にて施設経営する清水友愛の里をはじめ通産授産あすなろにおいては、平成21年度より障害者自立支援法に基づく新事業体系へと移行いたしました。(図表参照)

障害者自立支援法が施行された3年が経過いたしました。この法律は、知的障害・精神障害・身体障害3障害の一元化、利用者本位のサービス体系への再編

就労支援の強化、支給決定の客観的基準の導入、国の費用負担の義務的経費化など、障害者の地域における自立した生活を支援することを目的として施行されました。

しかしながら、施行以後、さまざまな問題点や課題が浮き彫りとなり、法の円滑な運営のための『特別対策』や抜本的な見直しに向けた「緊急措置」において、利用者負担の軽減措置、事業者(施設など)に対する激変緩和措置が講じられました。

こうした中、当法人においては、平成24年3月までの経過措置期間内に法人が行う全ての事業を障害者自立支援法に基づく事業体系へ移行しなければならず、その時期について、模索・検討を重ねてまいりました。平成19年度に移行計画を策定し、生活・日中活動支援体制の見直し、就労支援体制を強化するための設備整理など移行におけるさまざまな課題を整理し、移行の準備を進めていたところであり

同法の附則では、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置(見直し)を講じるとされています。

このことから、この時期にこの法律のさまざまな問題点・課題が整理され、障害者の自立支援に向けてより良い制度へと改善されることを期待し、前述のとおり、法人が設置経営する事業について、平成21年4月新事業体系へ移行することとしたところであり

今般、その見直しに関する法律・制度の改正や障害福祉サービスの費用の額(報酬)の改定などの内容が示されました。少々期待していた内容と違いはあるものの、今後も障害者自立支援法のさらなる検証が行われ、より良い制度となることを期待してまいります。

図表



平成21年度にあたっては、新事業体系移行の初年度でありませんが、利用者支援の向上を第一にあぶた福祉会全体が一丸となり取り組んでまいりたいと考えていますので、今後とも、ご理解・ご支援いただけますようお願いいたします。

### (図表)新事業体系

